

2024年3月21日

各位

会社名株式会社 PKSHA Technology
代表者名代表取締役 上野山 勝也
(コード番号 3993 東証スタンダード)
問合せ先財務 IR グループ長 布野 宏明
(03-6801-6718)

社外協力者に対する有償ストック・オプションの発行に関するお知らせ

当社は、2024年3月21日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の社外協力者に対して下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

AIを取り巻く社会ニーズはより一層拡大しており、AI技術をより良い形で社会実装していく当社グループの役割も伸長しております。このような機会において、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社グループ内の役職員に加えて、当社の社外協力者についても株主の皆様との価値共有を進めることを目的に、当社の社外協力者に対して有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.13%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、これまでの業績や成長率などを勘案しあらかじめ定めた業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

第8回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

400 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 40,000 株とし、下記 3. (1) 用途により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,300 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

なお、当該第三者評価機関は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2024 年 3 月 19 日の東京証券取引所における当社株価の終値 5,290 円/株、株価変動性 62.83%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.774%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 5,290 円/株、満期までの期間 10 年間、業績目標）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

また、当該判断に当たっては、当社の監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ている。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 5,290 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年1月1日から2034年4月11日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権を保有する者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社の2027年9月期から2029年9月期までのいずれかの連結事業年度において、当社の連結損益計算書に記載される国際財務報告基準に基づく売上収益が400億円を超過し、かつ、事業利益が70億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記の業績に関する判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書の数値を参照するものとし、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、連結損益計算書に記載された数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

② 本新株予約権者は、割当日から2026年9月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2024年4月12日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」

という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2024年4月12日

9. 申込期日

2024年4月8日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

社外協力者 3名 400個

Ⅲ. 割当予定先の選定理由等

1. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

(1) 社外協力者 1

氏名	山元 雄太
住所	東京都港区
職業の内容	会社役員
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の社外協力者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	今回の割当を機に、当社と業務委託契約を締結し、M&A関連の業務に従事する予定です。

(2) 社外協力者 2

氏名	林 幸記
住所	東京都練馬区
職業の内容	会社役員
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の社外協力者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	同氏が代表である会社と当社グループ会社との業務委託契約に基づき、プロダクト開発に従事しております。

(3) 社外協力者 3

氏名	楠亀 晃星
住所	東京都渋谷区
職業の内容	会社役員
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の社外協力者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	同氏が代表である会社と当社グループ会社との業務委託契約に基づき、プロダクト開発に従事しております。

(注) なお、当社は、当該予定先である社外協力者に対して、反社会的勢力とは一切の関係がないことについてのヒアリングを実施するとともに、データベース検索により調査し、当該割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。また、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2. 割当先の選定理由

本新株予約権は、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社グループ内の役職員に加えて、当社の社外協力者についても株主の皆

様との価値共有を進めることも目的に、当社の社外協力者に対して有償にて発行することを目的としております。

また、割当予定先である社外協力者はプロダクト開発及びM&A推進に携わる協力者であり、当社グループの企業価値向上を目指すにあたり、その貢献度は非常に高いものと認識しており、割当予定先に選定するものであります。

3. 割当先の株券等の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

4. 割当先の払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当予定先に対して、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込みおよび本新株予約権の権利行使にかかる資金に関して支障がない旨を口頭により確認しております。

IV. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

1. 新規発行による手取金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
212,120,000	3,200,000	208,920,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額 (520,000 円) に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 (211,600,000 円) を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書発行費用等です。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意図) を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書発行費用等です。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減

少いたします。

2. 手取金の使途

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

V. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の募集は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上